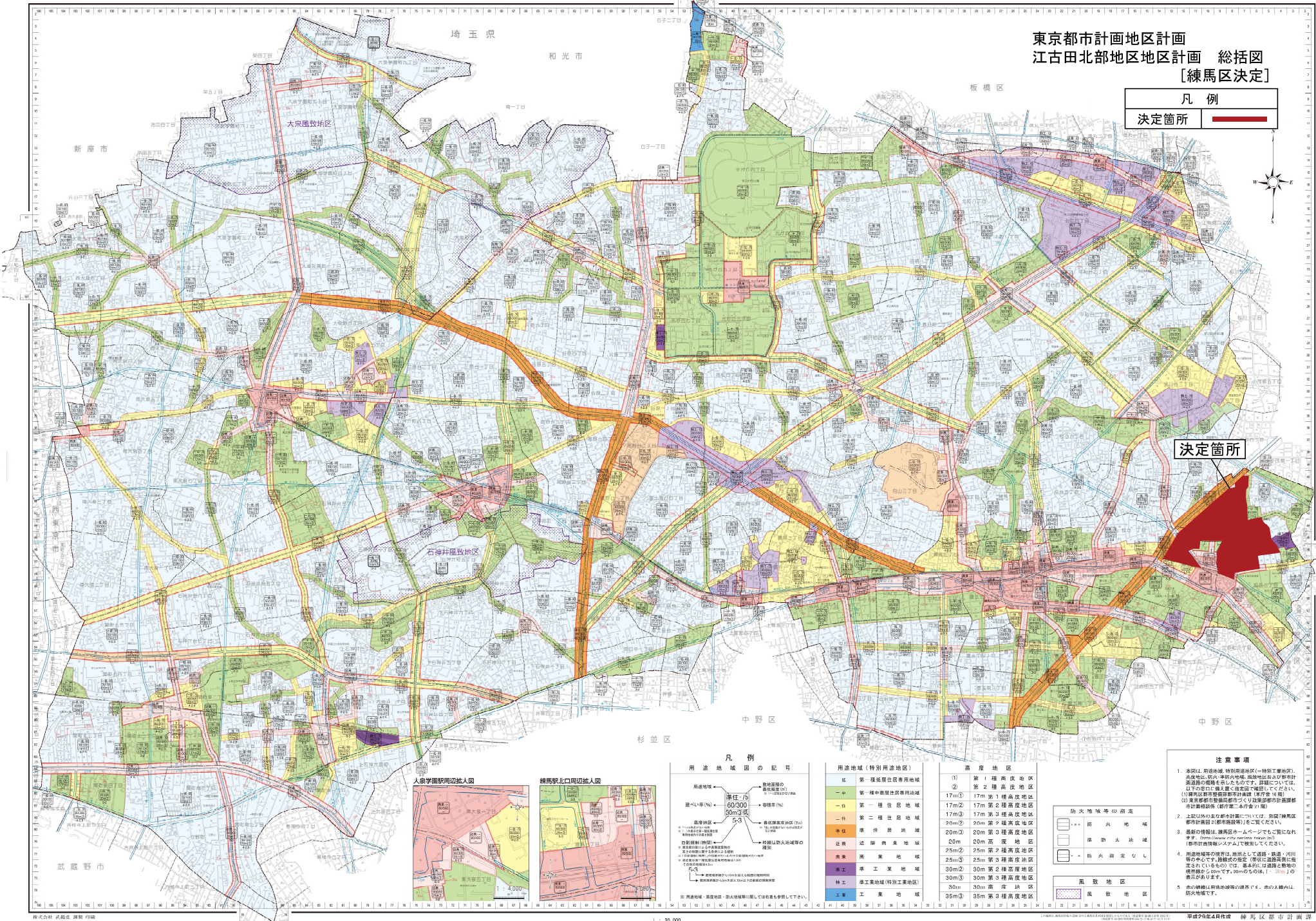


東京都市計画地区計画 江古田北部地区地区計画 総括図 [練馬区決定]

凡例	
決定箇所	



決定箇所



凡例

用途地域 図の記号

用途地域	重任/尺	容積率(%)	高度地区	高度地区
第一種低層住居専用地域	60/3000	5-3	第一種高度地区	17m
第一種住居地域			第二種高度地区	17m
第二種住居地域			第三種高度地区	20m
準住居地域			第一種高度地区	20m
近隣商業地域			第二種高度地区	25m
商業地域			第三種高度地区	25m
準工業地域			第一種高度地区	30m
工業地域			第二種高度地区	30m
工業専用地域			第三種高度地区	35m

用途地域(特別用途地区)

第一種低層住居専用地域	第一種高度地区
第一種住居地域	第二種高度地区
第二種住居地域	第三種高度地区
準住居地域	第一種高度地区
近隣商業地域	第二種高度地区
商業地域	第三種高度地区
準工業地域	第一種高度地区
工業地域	第二種高度地区
工業専用地域	第三種高度地区

高度地区

第一種高度地区	17m
第二種高度地区	17m
第三種高度地区	20m
第一種高度地区	20m
第二種高度地区	25m
第三種高度地区	25m
第一種高度地区	30m
第二種高度地区	30m
第三種高度地区	35m

防火地域等	防火地域
準防火地域	準防火地域
防火非常地区	防火非常地区

風致地区	風致地区
------	------

注意事項

- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区並びに都市計画道路の幅員を示したものである。詳細については、以下の点に留意し、指定箇下確認してください。
 - (1) 用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、風致地区、都市計画道路の幅員は、都市計画条例(昭和24年条例第21号)に基づき決定されている。
 - (2) 用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、風致地区、都市計画道路の幅員は、都市計画条例(昭和24年条例第21号)に基づき決定されている。
- 上記以外の主な都市計画については、別図(練馬区都市計画図)を参照してください。
- 最新の情報(練馬区ホームページでもご覧いただけます。[http://www.city.nerima.jp])に基づき作成されています。
- 用途地域の境界は、道路として道路、鉄道、河川等の中心です。最終的な指定(境界に道路幅員指定されているもの)については、最終的に道路と境界の境界線が30m以内の範囲にあり、その範囲に指定されています。
- 本図は、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、風致地区、都市計画道路の幅員を示したものである。

